

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和3年3月16日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。内容はおおむね別紙処分目録記載のとおり。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法・不当である旨を主張しているものと解される。

請求人は、「重度の歯周病（歯ソウノウロウ）」のため、〇〇歯科では十分な診療を受けられないため、〇〇歯科医院に転院したのであり、「急迫した事情その他やむを得ない事情」に当たる。したがって、〇〇歯科医院での受診に係る医療費は支払われるべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年12月1日	諮問
令和4年1月18日	審議（第63回第3部会）
令和4年2月4日	審議（第64回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法1条は、本法の目的として、憲法25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを掲げ、最低限度の生活について、法3条は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬとしている。
- (2) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとして、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるとしている。
- (3) 法7条本文は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。」と規定する。

(4) 法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、4 号に「医療扶助」をそれぞれ掲げている。

法 1 5 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「診察」（1 号）、「薬剤又は治療材料」（2 号）及び「医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術」（3 号）を規定している。

(5) 法 2 4 条 1 項は、「保護の開始を申請する者は、（中略）次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし当該申請書を作成することができない特別の事情があるときはこの限りでない。」と規定し、このことは、同条 9 項において、7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するとされている。

(6) 法 2 4 条 3 項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならないとされており、同条 9 項は、1 項から 7 項までの規定は、7 条に規定する者（要保護者等）からの保護の変更の申請について準用するとされている。

(7) 法 3 4 条 1 項は、「医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。」と定め、同条 2 項は、「前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第 4 9 条の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。」と定め、同条 5 項は、「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第 2 項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。」と定めている。

2 本件処分についての検討

- (1) 処分庁は、前回申請書に記載された請求人の症状は、〇〇医師による前回症状照会書に対する回答書並びに嘱託医の意見及び確認結果から、法49条5項に規定する「急迫した事情その他やむを得ない事情」があるとは認められないとして、同条に規定する指定医療機関ではない〇〇歯科医院での治療に要した医療費は、医療扶助の給付要件に該当しないことから、当該保護変更申請を却下したことが認められる。
- (2) そして、本件申請書に記載された請求人の症状や医療機関名は、請求人も自認するとおり、前回申請書のとおりのものであり、治療期間も前回申請書と連続する期間（平成30年9月7日（初診時）、同月11日、同月18日及び同月26日）と認められることから、処分庁は、〇〇医師による前回症状照会書に対する回答書並びに嘱託医の意見及び確認結果から、法49条5項に規定する「急迫した事情その他やむを得ない事情」があるとは認められないとして、同条に規定する指定医療機関ではない〇〇歯科医院での治療に要した医療費は、医療扶助の給付要件に該当しないとする保護変更申請却下処分（本件処分）をしたことが優に認められる。
- (3) したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って適正に行われたものということができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、〇〇歯科から〇〇歯科医院に転院したのは、「重度の歯ソウノウロウのため」であると主張する（第3）。

しかし、請求人が、〇〇歯科に通院しても症状が軽快しないことに不安を抱き、転院を決意せざるを得ない状況にまで至ったことがある程度認められるとしても、法49条5項において「急迫した事情その他やむを得ない事情」として認められる場合とは、請求人の主訴によるものではなく、その症状等の治療に当たり、同条に規定する指定医療機関ではない医療機関を受診することが相当であるか

どうかによって決せられるものである。

そして、請求人の歯の治療は、指定医療機関でも治療が可能であるとされているのであるから、この点についての請求人の主張は、法49条5項の規定を曲解し、独自の見解を述べたものと評価せざるを得ない。

したがって、請求人の上記主張は本件処分の違法性又は不当性の理由として認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙(略)